令和７年横審第３８号

裁　　決

漁船Ａモーターボート Ｂ衝突事件

受　　審　　人　　a

職　　名　Ａ船長

操縦免許　小型船舶操縦士

受　　審　　人　　b

職　　名　Ｂ船長

操縦免許　小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官栃下勝則出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主　　文

受審人ａの小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

受審人ｂを戒告する。

理　　由

（海難の事実）

１　事件発生の年月日時刻及び場所

令和６年１２月１３日１２時１９分

三重県神島北西方沖合

２　船舶の要目

船　種　船　名　漁船Ａ　　モーターボートＢ

総　ト　ン　数　７．９トン

登　　録　　長　１５．４０メートル　　８．２９メートル

機 関 の 種 類　ディーゼル機関　　ディーゼル機関

出　　力　　１３２キロワット

漁船法馬力数　４５０キロワット

３　事実の経過

Ａは、船体ほぼ中央に操舵室を設け、同室前部中央に舵輪を、その左舷側にレーダー、日本測地系のＧＰＳプロッター、速力計及び機関操縦レバーを、右舷側に魚群探知機及び潮流計をそれぞれ備えたはえ縄漁業等に従事するＦＲＰ製漁船で、ａ受審人ほか２人が乗り組み、操業の目的で、船首０．８メートル船尾１．８メートルの喫水をもって、令和６年１２月１３日０３時００分三重県答志漁港を発し、同県答志島北方沖合の漁場で建網漁を行った後、１０時３０分同漁場を発進し、神島北西方沖合の漁場に向かった。

ａ受審人は、レーダー及びＧＰＳプロッターを作動させて舵輪後方に立って操縦に当たり、１１時３０分目的の漁場に到着して操業を開始し、乗組員２人を後部甲板に配置してはえ縄の揚縄作業に従事させ、ＧＰＳプロッターに記録していたはえ縄の設置地点に移動しては揚縄をして漁獲を繰り返し行い、３本目の揚縄を終えたので４本目の設置地点に移動することとし、周囲を一見して他船を認めなかったことから、前路に航行の支障となる船舶はいないと判断し、１２時１５分半少し前神島港北防波堤灯台から３５３度（真方位、以下同じ。）１．０海里の地点を発進して直ちに針路を２４４度に定め、１３．３ノットの対地速力で、手動操舵によって進行した。

１２時１６分半ａ受審人は、神島港北防波堤灯台から３３８．５度１，８３０メートルの地点に達したとき、正船首１，０３０メートルの

ところに、Ｂを視認することができ、同船がほとんど移動しないことから漂泊中であることが分かり、その後Ｂに向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かず、はえ縄の設置地点を表示したＧＰＳプロッターの画面を見ながら続航した。

こうして、ａ受審人は、Ｂを避けずに進行し、１２時１９分神島港北防波堤灯台から３０８度１．１海里の地点において、Ａは、原針路及び原速力のまま、その船首がＢの右舷中央部に後方から７１度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力２の西風が吹き、海上は平穏で、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Ｂは、船体中央に操舵室を配し、同室右舷側に操縦コンソールを設け、モーターホーン及びＧＰＳプロッターを装備したＦＲＰ製プレジャーモーターボートで、ｂ受審人が１人で乗り組み、釣りの目的で、船首０．５メートル船尾１．０メートルの喫水をもって、同日０７時１０分愛知県知柄漁港を発し、神島北方沖合の釣り場に向かった。

ｂ受審人は、０８時３０分目的の釣り場に到着して釣りを開始した後、釣果を求めて釣り場の移動を繰り返し、１２時００分衝突地点付近で、船首を北西方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始し、後部甲板に立って釣りを再開した。

１２時１６分半ｂ受審人は、衝突地点で、船首が３１５度を向いていたとき、右舷船尾７１度１，０３０メートルのところに、Ａを初認し、その後、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢のまま接近するのを認めたが、Ａが接近してもいずれ自船を避けるものと思

い、Ａに対して警告信号を行わず、更に接近しても、機関を用いて移動するなど、衝突を避けるための措置をとらなかった。

こうして、ｂ受審人は、漂泊を続け、１２時１８分半僅か過ぎ至近に迫ったＡに対して両手を振って合図したものの、自船に接近を続けるＡに身の危険を感じて海に飛び込んだ直後、Ｂは、船首が３１５度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Ａは、右舷船首部外板に修理不要の擦過傷を生じ、Ｂは、船体中央部にＡの船首部が乗り上がって半没水状態となり、浸水して衝突地点付近で沈没した。

（航法の適用）

本件は、海上交通安全法が適用される伊勢湾南部の神島北西方沖合において、航行中のＡと漂泊中のＢとが衝突したもので、同法には本件に適用できる航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には両船の関係について規定した条文がないので、同法第３８条及び第３９条を適用して船員の常務により律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、神島北西方沖合において、航行中のＡが、見張り不十分で、漂泊中のＢを避けなかったことによって発生したが、Ｂが、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

ａ受審人は、神島北西方沖合において、揚縄をするために投縄地点に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを

十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、針路を定めたときに周囲を一見して他船を認めなかったことから、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のＢに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、Ａ及びＢ両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Ｂを沈没させるに至った。

以上のａ受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第２号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

ｂ受審人は、神島北西方沖合において、釣りのために漂泊中、自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近するＡを認めた場合、機関を用いて移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。ところが、同人は、同船が接近してもいずれ自船を避けるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けて衝突を招き、Ａ及びＢ両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Ｂを沈没させるに至った。

以上のｂ受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により、同法第４条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和８年８月６日

横浜地方海難審判所

審 判 官　　神　　﨑　　和　　徳